6．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準
　将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別の債権の回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上している。
7．環境対策引当金の計上基準
　ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用の見積額から運営費交付金により充当されると見込まれる額を控除した金額を計上している。
8．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
　近隣の賃借料を参考に計算している。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
　10年利付政府保証債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％で計算している。
9．リース取引の会計処理
　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
10．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。
（表示方法の変更）
　国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示している。

注記事項

1．貸借対照表関係
　運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額　251,931,378円
　運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額　3,014,494,460円
2．キャッシュ・フロー計算書関係
⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目の内訳

現金及び預金	3,433,098,903円
定期預金	△1,130,520,894円
資金期末残高	2,302,578,009円

⑵　重要な非資金取引
　現物寄附による資産の取得　18,230,320円
　ファイナンス・リースによる資産の取得　69,422,064円
3．金融商品の時価等に関する注記
⑴　金融商品の状況に関する事項
　当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定している。
　資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、保有できる資産は公債に限られており、株式等の保有はしない。
⑵　金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。
（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　現金及び預金	3,433,098,903	3,433,098,903	－
⑵　未払金	(851,156,921)	(851,156,921)	－

（＊１）　負債に計上されるものについては、（　）で示している。
（注１）　金融商品の時価の算定方法
⑴　現金及び預金
　短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格による。
⑵　未払金
　短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格による。
4．賃貸等不動産の時価等に関する注記
　当法人は、文京区大塚地区に小石川寮及びお茶大ＳＣＣ、板橋区大山地区に国際学生宿舎を学生宿舎として有している。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりである。
（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
4,628,717,437	△　39,847,685	4,588,869,752	5,760,013,158

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却額及び減損損失累計額を控除した金額である。
（注２）　当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりである。
　減価償却による減少（小石川寮ほか２箇所）　39,847,685円
（注３）　当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当法人で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。
　また、賃貸等不動産に関する平成29年３月期における収益及び費用等の状況は次のとおりである。
（単位：円）

賃　貸　収　益	賃　貸　費　用	その他（売却損益）
39,063,900	68,847,645 (36,687,397)	－

（注４）　「賃貸費用の額」（　）は損益外減価償却相当額を内数で表している。
5．退職給付に係る注記
⑴　採用している退職給付制度の概要
　当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用している。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算している。